

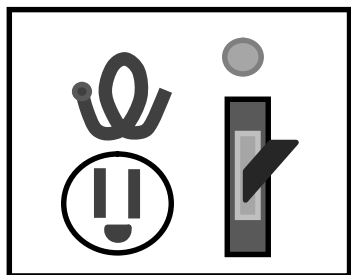
## 第14 非常コンセント設備に関する設置基準（ち）

### 1. 用語の定義（ち）

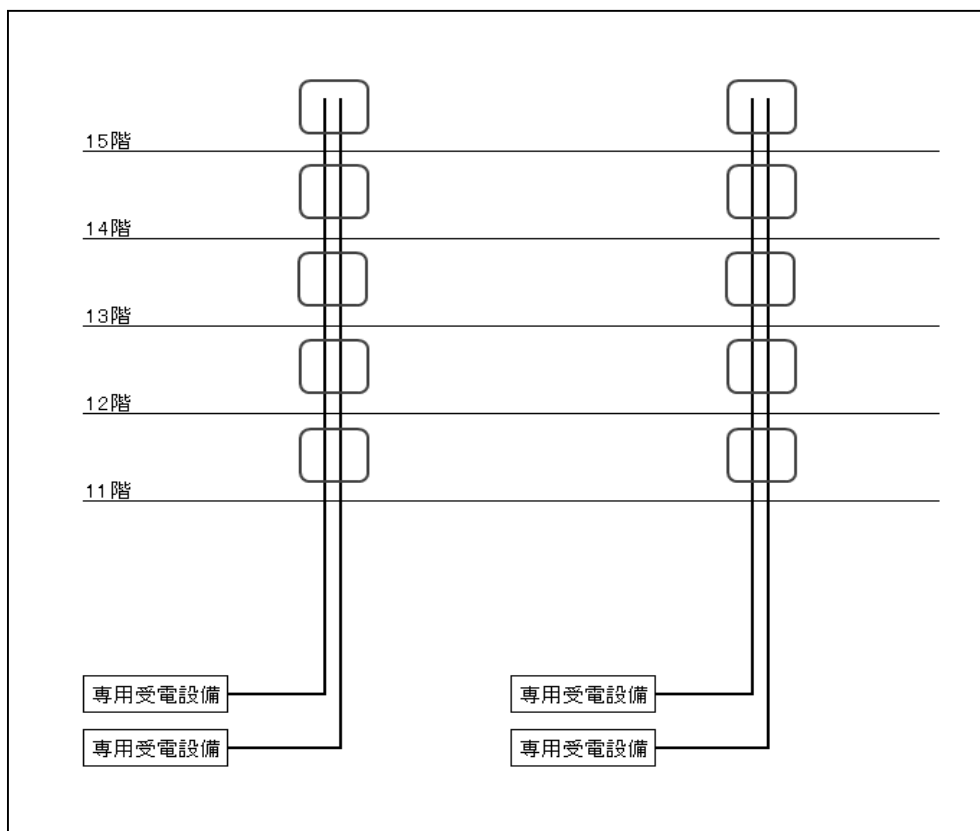
- (1) 非常コンセント設備とは、概ね次により構成される設備をいう。
  - (ア) 非常コンセント
  - (イ) 保護箱
  - (ウ) 配線等
  - (エ) 非常電源
- (2) 非常コンセントとは、非常コンセント設備の端末部分で消防活動上使用される設備（排煙機、照明器具等）のプラグを差し込む部分をいう。
- (3) 非常コンセントセットとは、一の非常コンセントに配線用遮断器、電源が供給されていることが分かる灯火及び差込みプラグの離脱防止用フックを付帯したものをいう。
- (4) 保護箱とは、非常コンセントセットを収納する鋼製の箱をいう。

### 2. 設置方法（ち）

- (1) 一の保護箱には、電源を異にする2以上の非常コンセントセットを設けること。ただし、同一階に2以上の保護箱を設置する場合においては、1とすることができる。
- (2) 保護箱の設置位置等
  - (ア) 保護箱の設置位置は、直通階段の出入口から階段室及び非常用エレベーター昇降ロビーその他これらに類する場所（当該部分から水平距離概ね5 m以内）で消防隊が有効に消火活動を行えるよう場所とすること。
  - (イ) 保護箱は、屋内消火栓、スプリンクラー設備補助散水栓、自動火災報知設備総合盤その他の消防用設備に係る箱体と一体とすることが望ましい。
- (3) 赤色灯は、保護箱を前（2）（イ）に規定する方法により設置をした場合においては、屋内消火栓、スプリンクラー設備補助散水栓、自動火災報知設備総合盤その他の消防用設備等の赤色灯と兼用することができる。



非常コンセントセットの例



非常コンセント設備の設置例 (ち)